

## 株式会社四国ライト

### 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

#### 目標（女性活躍推進法に基づく目標）

**現場部門の社員一人当たりの月平均残業時間を40時間以内、事務部門の社員一人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。**

#### 〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2024年8月～ 全社員を対象に、長時間労働の削減、業務の効率化等の現状及びその手法に関するアンケートを実施する。
- ・ 2024年10月～ アンケート結果を分析し、全社員が閲覧できる本社及び宇和島営業所に掲示するとともに、結果を踏まえた課題、施策を役員会議の議題とする。
- ・ 2025年4月～ 部門ごとの平均残業時間を毎月集計し、給与支払い日に全社員に通知する。また、顧問社労士と連携して、残業時間を削減する方針を社長から掲示し、各部門の長から残業時間の削減のための取組みを示す。
- ・ 2026年4月～ 1年間の取組みから見えてきた長時間労働の削減、業務の効率化等の成果と反省点について検討を開始する。
- ・ 2026年10月～ 検証結果に基づいた残業時間の削減のための有効な対策を導入する。
- ・ 2027年1月～ 目標達成のための最終チェックと目標達成を阻む要因があれば更なる調査・分析を実施する。

#### 目標（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

**社員の年次有給休暇の取得率を向上させる。**

#### 〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2024年7月～ 全社員の年次有給休暇の取得状況について実態を把握し、社員代表と検討を開始する。
- ・ 2025年4月～ 年間休日カレンダーの作成に合わせた有給休暇の計画的付与について社員代表と検討を開始する。
- ・ 2025年7月～ 1年間の取組みを開始する。
- ・ 2026年6月～ 1年間の取組みの結果の内容と反省点について検討を開始する。
- ・ 2026年7月～ 反省点を踏まえたうえで再度1年間の取組みを開始する。
- ・ 2027年1月～ 目標達成の進捗状況を確認する。